

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から46年5月1日まで

私は、B社で勤務していた同僚と一緒にA社を設立し、昭和45年7月ごろから同社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和45年9月から同年12月までの給料明細書、複数の同僚の供述及び申立期間当時のA社の総務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書及び昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 54 年 7 月 16 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 20 日から 55 年 5 月 9 日まで

私は、休眠から再開した A 社で、昭和 53 年 11 月 20 日から勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人が A 社に昭和 54 年 1 月 24 日から勤務していたことが認められる。

また、A 社における当時の経理担当者は、同社が昭和 54 年 1 月ごろから、事業再開の準備を進め、本格的に再開した同年 7 月ごろ、自身と申立人の社会保険の加入手続を行い、保険料月額のわかる一覧表に基づき、給与から保険料を控除していた旨を具体的に供述しているが、社会保険庁の記録上、同年 7 月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は存在せず、当時の経理担当者に係る厚生年金保険の資格取得日が同年 7 月 16 日とされているなど、当時の経理担当者の証言には信憑性が認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者原票によれば、昭和 54 年 8 月から 55 年 6 月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、供述の得られた 6 人全員が、同社に入社した時点において申立人が先に勤務していたことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月

から55年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、昭和54年7月から55年4月までの標準報酬月額については、55年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月20日から54年7月15日までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月20日から54年1月23日までB社において雇用保険に加入した記録が確認できるほか、当時の経理担当者及び同僚からは、申立期間のうち、53年11月から54年6月までの期間における申立人の保険料控除についての供述は得られない。

さらに、昭和52年10月15日から54年7月16日までの期間における社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票及び49年11月1日から54年5月1日までの期間における社会保険事務所が保管するB社の健保記号番号順索引簿をそれぞれ確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、当該期間において、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで
私は、昭和 38 年ごろから、A 市で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月以降に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間は時効により納付することができない期間であり、40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納できなかったものと考えられ、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 38 年ごろから、A 市で申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間直前の 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、転居後の B 市で 46 年 4 月に納付されていることが同市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間は申立人の妻も未納とされている上、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたとする集金人も特定できず、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 38 年ごろから、A 市で夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月以降に申立人の夫と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間は時効により納付することができない期間であり、40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納できなかったものと考えられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 38 年ごろから、A 市で夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間直前の 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、転居後の B 市で 46 年 4 月に納付されていることが同市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間は申立人の夫も未納とされている上、申立人が国民年金保険料を納付していたとする集金人も特定できず、ほかに申立人が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月から同年5月までの期間及び15年8月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月から同年5月まで
② 平成15年8月から16年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際、さかのぼって国民年金保険料を納付できる期間の納付書を送付してもらおうこととし、送付されてきた納付書で、毎月、自分自身又は元妻が金融機関で1か月分ずつの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその元妻は国民年金保険料の納付期間、納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、申立人自身又はその元妻が金融機関で1か月分ずつを納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間の一部の期間について、平成16年4月14日及び17年11月15日にそれぞれ納付督促が実施されていることが確認できる上、金融機関で納付した国民年金保険料について11回連続して事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見される上、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成16年度以降、電話及び戸別訪問等による納付督促が、申立期間を含め10回実施されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは考え難く、ほかに申立人及びその元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 38 年 3 月まで

私は、A社B事業所に採用され、昭和 35 年 10 月から 38 年 3 月まで、同事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の本社であるA社の申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない。

さらに、C社（昭和 48 年 12 月 1 日にA社から社名変更）は、「資料が無い^{ため}詳細は不明であるが、申立期間当時、現地で採用した者については、現場事業所で労務管理を行っていた。」旨を供述している上、A社で昭和 40 年ごろに人事を担当していた者は、「申立期間当時のことは不明だが、現地で採用した者を厚生年金保険に加入させたという話は、あまり聞いたことが無い。」旨を供述していることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えても不自然ではない。

加えて、C社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除

についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月25日から19年6月1日まで

私は、労働者年金保険制度が始まる前から昭和48年8月20日まで、A社に継続して勤務しており、申立期間当時には駅長として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、労働者年金保険法によれば、適用範囲は、常時10人以上の労働者を使用する一定の事業所の男子労働者のみとされている上、当時の複数の同僚は、「労働者年金保険が始まった昭和17年ごろ、会社からは、労働者年金保険に加入できるのは駅員と保線の工夫であり、女性のほか、男性であっても事務職員や駅長等の管理職は加入できないとの説明があった。」旨供述しており、昭和18年4月ごろ、申立人は、労働者年金保険の加入対象ではない駅長に従事することとなったことから、同年4月25日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の開始に伴い、加入対象者が拡大された19年6月1日に再び被保険者資格を取得したものと考えても不自然ではない。

さらに、A社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。